

# 官報号外 昭和三十六年三月二十四日

○第三十八回

## 参議院会議録第十四号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

議事日程 第十三号

昭和三十六年三月二十四日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する  
二重課税の回避及び脱税の防止

第七 北海道東北開発公庫法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第八 国立病院特別会計法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第九 計量法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

第一〇 裁判所職員定員法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一一 奄美群島復興特別措置法  
の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

第一二 公営企業金融公庫法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一三 新市町村建設促進法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

第一四 簡易生命保険法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

第一五 自治省設置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)

第一六 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第一七 森林火災保険特別会計法の  
一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一八 産業投資特別会計法の  
一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第一九 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二〇 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二一 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二二 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二三 果樹農業振興特別措置法案  
(内閣提出、衆議院送付)

第二四 予防接種法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第二五 森林火災保険特別会計法の  
一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第二六 産業投資特別会計法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第二七 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二八 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第二九 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三〇 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三一 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三二 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三三 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三四 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三五 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三六 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三七 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三八 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第三九 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第四〇 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第四一 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

第四二 本日の会議に付した案件  
一、講演の件

一、日程第十四 簡易生命保険法の  
一部を改正する法律案

一、日程第十五 自治省設置法の一  
部を改正する法律案

一、日程第十六 佐野廣君(佐野廣君の補  
欠)の登任を許可した。

一、日程第十七 朗読を省略いたします。

一、日程第十八 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第十九 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十一 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十二 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十三 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十四 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十五 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十六 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十七 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十八 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第二十九 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十一 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十二 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十三 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十四 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十五 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十六 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十七 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十八 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第三十九 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

一、日程第四十 大蔵委員長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

同日大蔵委員会において当選した理事  
は左の通りである。

理事 佐野 廣君(佐野廣君の補  
欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。よつて議長は即日こ  
れを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案  
(山中吾郎君外九名提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送  
付された左の議案を委員会に付託し  
た。

国民年金特別会計法案

同日議長は衆議院から予備審査のため送  
付された左の議案を委員会に付託し  
た。

一般国民年金税法案(八木一男君外  
十四名提出)

同日議長は衆議院から予備審査のため送  
付された左の議案を委員会に付託し  
た。

国民年金特別会計法案(八木一男君外  
十四名提出)

同日議長は衆議院から予備審査のため送  
付された左の議案を委員会に付託し  
た。

消防組織法の一部を改正する法律案  
(社会労働委員会付託)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付し  
た。

同日委員長から左の報告書が提出され  
た。



よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年二月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、合衆国については財務長官又は財務長官が権限を与えた代理者をいう。

第六条 第二条

第六条を削り、次の規定を置く。

第六条 第二条

(1) 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他の居住者は又は法人その他の団体が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえとはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、

(2) 日本銀行及び日本輸出入銀行は、合衆国内の源泉から取得する利子について、合衆国に免れられる。

(3) この条において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子をいう。

第三条 第八条中「いすれの課税年度についても」の上に「当該所得について、」を加える。

第十一条 第四条

第十一条を削り、次の規定を置く。

第一条 第四条

第二条(1)(b)を削り、次の規定を置く。

本国については大蔵大臣又は

め日本国に入国することを許可された者を除く)に対し、合衆国政府が支払い、又は合衆国政府が設立する基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、日本国の租税を免除される。

第六条 第二条

第六条を削り、次の規定を置く。

第六条 第二条

(b) 政府の職務の遂行として日本政府の被用者により提供された役務について、日本国民である個人(永住のため合衆国に入国することを許可された者を除く)に対し、日本国政府が支払い、又は日本政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、合衆国の租税を免除される。

(c) この項の規定は、いかにか一方の締約国が利得を得る目的で営む事業又は事業に関して提供された役務につき支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金については、適用しない。

(d) 他方の締約国の居住者である個人に対し、一方の締約国のある政府が支払い、又は(1)(b)の基金から支払われる恩給又は年金(雇用者は被用者の掛け金によるものであると又はその増加分によるものであると問わない)は、その支払金額のうち当該一

方の締約国が報酬について租税を免除した役務に対応する部分の額を限度として、当該一方の締約国のが租税を免除される。

第六条 第六条

(b) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)又は一方の締約国が支払い、又は合衆国政府が設立する基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、日本国の租税を免除される。

(c) 政府の職務の遂行として日本政府の被用者により提供された役務について、日本国民である個人(永住のため合衆国に入国することを許可された者を除く)に対し、日本国政府が支払い、又は日本政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、合衆国の租税を免除される。

(d) 一方の締約国(その地方公共団体を含む)又は一方の締約国が支払い、又は合衆国政府が設立する基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、日本国の租税を免除される。

(e) この条において「利子」とは、

(f) 合衆国連邦準備銀行及びワシントン輸出入銀行は、日本国内の源泉から取得する利子について、合衆国に免れられる。

(g) この条において「利子」とは、

(h) 日本国の租税を免除される。

(i) この条において「利子」とは、

(j) 日本国の租税を免除される。

(k) この条において「利子」とは、

(l) この条において「利子」とは、

(m) この条において「利子」とは、

(n) 第十四条(2)第二文及び第三文を削り、次の規定を置く。

千九百六十年五月七日に東京で、日本語及び英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために  
藤山愛一郎

アメリカ合衆国政府のために  
ダグラス・マッカーサー二世

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の補足議定書の規定は、この議定書第二条の規定によつて修正され、かつ、補足された千九百五十四年四月十六日の条約第六条の規定が効力を生ずる時に効力を失う。

昭和三十六年二月二十八日

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年二月二十八日



ければ、これより両件の採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、果樹農業振興特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

果樹農業振興特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

果樹農業振興特別措置法

第一条 この法律は、果実の需要の動向に則応してその生産の安定と拡大を図るため、合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれにあわせて果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農農業

業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(果樹の植栽等についての長期見通し等)

第二条 農林大臣は、政令で定めるところにより、果実の需要及び生産の長期の見通しに即して、主要な果樹の種類ごとに、植栽及びその果実の生産についての長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 国及び都道府県は、前項の規定により公表された長期見通しに即応し、かつ、必要に応じ地域ごとの特性を考慮して、果樹農業の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(果樹園經營計画)

第三条 次の各号の一に該当する者は、農林省令で定める手続により、果樹園經營計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園經營計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

1 果樹(政令で定める果樹に限る。以下同じ。)の集団的な栽培に供される土地(以下「樹園地」という。)につき果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者(以下「果樹農業者」といふ。)の二以上が共同してその樹園地における果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なおうとする場合における当該果樹農業者が構成員となつている法人

2 前項の果樹園經營計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業經營の現状

二 樹園地の所在及び面積

三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園經營を推進するためこれらの施設等についてとるべき措置に関する計画

2 前条第二項第三号の措置が果实の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

3 前条第二項第四号の計画が果实の需給事情に照らし適当と認められる見込みが確實であること。

4 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

5 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

6 前号の資金のうち農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)から借り入れを必要とするものがある場合にはその資金の額並びにその使用計画及び償還計画

7 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の請求は、昭和四十一年三月三十一日までにするものとする。

(都道府県知事の認定)

4 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園經營計画に記載された

第五条 公庫は、果樹園經營計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定する措置のほか、果樹園經營計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうものとする。

(報告の徵収)

第六条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果樹農業の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

第七条 国及び都道府県は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園經營計画に記載された

第三条第二項第六号の資金の貸付

2 公庫が前項に規定する者に対し同項の資金のうち果樹の植栽に要する資金の貸付けを行なう場合に

3 公庫は、第一項の資金の貸付け

1 当該計画に係る樹園地の面積、その集団する度合い及び立地条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。

2 前条第二項第三号の措置が果樹の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための基盤の確立を図るために必要な措置を定めること。

3 前条第二項第四号の計画が果樹の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための基盤の確立を図るために必要な措置を定めること。

4 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

5 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

6 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

7 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の請求は、昭和四十一年三月三十一日までにするものとする。

(都道府県知事の認定)

4 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園經營計画に記載された

第五条 公庫は、果樹園經營計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定する措置のほか、果樹園經營計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうものとする。

(報告の徵収)

第六条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果樹農業の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

を行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、前条の認定に係る果樹園經營計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(果実等の生産等の状況に関する情報の提供)

1 当該計画に係る樹園地の面積、その集団する度合い及び立地条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。

2 前条第二項第三号の措置が果樹の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための基盤の確立を図るために必要な措置を定めること。

3 前条第二項第四号の計画が果樹の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための基盤の確立を図るために必要な措置を定めること。

4 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

5 当該計画に前条第二項第六号の額及び計画が記載されているものについては、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

6 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

7 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の請求は、昭和四十一年三月三十一日までにするものとする。

(都道府県知事の認定)

4 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園經營計画に記載された

第五条 公庫は、果樹園經營計画(第三条第二項第六号の額及び計画が記載されていないものを除く。)につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定する措置のほか、果樹園經營計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうものとする。

(報告の徵収)

第六条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果樹農業の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

- 2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、果樹農業の振興に關する重要な事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

第十条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、前条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

- 第十二条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 第十三条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、第九条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。

か、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

- 第十四条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

- 附 则
- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項

及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」(昭和三十六年農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。)

第三十四条第一項の表中「果樹農業振興審議会」の下に「酪農審議会(昭和二十九年法律第百八十二号)により果樹農業の振興に関する重要な事項を調査審議すること」とある。

「酪農審議会(昭和二十九年法律第百八十二号)により果樹農業の振興に関する重要な事項を調査審議すること」とある。

「酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)により果樹農業の振興に関する重要な事項を調査審議すること」とある。

「酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)により果樹農業の振興に関する重要な事項を調査審議すること」とある。

に改める。

農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 果樹の植栽に必要な資金

(一) (二) 葉地又は牧野の改良、年金を造成又は復旧に必要な資本を調査審議すること	別表中	(一) (二) 葉地又は牧野の改良、年金を造成又は復旧に必要な資本を調査審議すること
農業金融公庫法の一部を次のように改正する。	農業金融公庫法の一部を次のように改正する。	農業金融公庫法の一部を次のように改正する。
年 八分 七分	年 七分	年 七分
十五年	十五年	十五年
十年	七年	七年
十五年	十五年	十五年

に改める。

委員会におきましても、まず政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、この法案の提案の理由並びにその性格、及びこれが果樹農業に及ぼす影響、果実及びこれが加工品の国内的及び世界的需給の現況と将来の見通し、諸外国における果樹農業対策、果樹農業の経営事情及びその法人化、並びにこれが農地制度との関係、果樹農業の拡大と、これに伴うものに改訂を加えて、今国会にこの法律案を提出したのであります。

まず、この法律案の提出の理由及びその目的であります、これは、果実の需要の動向に即応して、その生産の安定と拡大をはかるため、合理的な果樹園經營の基盤を確立することとともに、果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定め、果樹農業の健全な発展に寄与するものとされておるのであります。そこで政府は、以前のあります。

次に、この法律案の内容であります。が、その最もなほは、農林大臣が、おもな果樹の種類ごとに、これが植栽及びその結果についての長期見通しを立て、これを公表し、果樹農業者等の集団またはこれが構成する法人が果樹園經營計画を作成して、その適否に当と認定された經營計画に定められ、集団またはこれが構成する法人が果樹園經營計画を作成して、その適否に定められる。

として、細大にわたつて政府の見解をただされ、その善処が求められたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論に入り、櫻井、亀田及び東の各委員から、おのその党を代表し、さらにまた千田委員から、それぞれこの法律案の性格、内容及び運用並びに今後の措置等について、意見または希望を付して賛成が述べられ、討論を終わり、採決の結果、この法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の討論において述べられた事項について、井原農林政務次官から、政府において十分検討し、期待に沿うよう努力したい旨の発言がありましたがことを申し添え、報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

ます。委員長の報告を求めます。

社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改まる。

第一条 第二項中第十号を第十一号とし、第六号から九号までを一号ずつ繰り下げる。第五号の次に次の一号を加える。

六 急性灰白髄炎

第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、次に掲げる定期において、行なう。

一 生後六月から生後二十一月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第三条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第二十三条中「この法律の定めるところにより、」を「第五条の規定による」ところにより、「」を「第五条の規定による」ところにより、「徴収しなければならない」

を「徴収することができる」に改め同条ただし書中「及び第六条の規定による予防接種を行なうとき」を削る。

第二十四条第一項中「その額の二分の一」を「第五条の規定による予防接種についてはその額の三分の一、」と改める。第六条の規定による予防接種についてはその額の二分の一」に改める。

附則中第三十二条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 急性灰白髄炎以外の疾病的定期の予防接種については、第二十一条、第二十二条及び第二十四条第一項（国庫の負担に関する部分に限る）の規定は、当分の間、適用しない。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改まる。

第一条 第二項中第十号を第十一号とし、第六号から九号までを一号ずつ繰り下げる。第五号の次に次の一号を加える。

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際生後六月から生後二十一までの間にある者

については、この法律による改正後第十一条の定期は、同

号の規定にかかるらず、この法律の施行の日から昭和三十七年三月三十日までの期間とする。

3 この法律の施行の際生後二十一月から生後三十六月までの間にあ

る者については、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、この法律によ

る改正後の第十一条の規定にかかる

わらず、この法律の施行の日から昭和三十七年三月三十一日までの

期間とする。

4 前二項に規定する者であつて、

生後六月に達した後この法律の施

行前に、第十五条の規定に基づく厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

○吉武恵市君登壇、拍手

厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

たのであります。そのおもなるものを申し上げますと、「縦口的で値段の安い生ワクチンの製造については、思想問題を超えて、先進国に専門家を派遣して早期に結論を出すべきではないか」との質問に対し、「四月中旬には

他の官公私立機関におけるその研究を助成する対策を講ずべきである」との質問に対し、「四月中旬には

生ワクチンに対する国立予防衛生研究所の毒力検査も終わるので、学者の欧州派遣等、その具体案についても至急

研究して実現方を考えたい」との答弁がありました。

○吉武恵市君登壇、拍手

厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

○吉武恵市君登壇、拍手

厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

○吉武恵市君登壇、拍手

厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

○吉武恵市君登壇、拍手

厚生省令で定める実施方法に適合する急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、第二項に規定する者にあつてはこの法律に

規定する者にあつてはこの法律に

規定するものとみなす。

○吉武恵市君登壇、拍手

に對し、政府は十分の指導と監督をなすべきである。

二、ボリオビールスの感染経路の探求のために、政府は政府の機関にて研究を進めると共に、その

他の官公私立機関におけるその研究を助成する対策を講ずべきである

る、以上報告をいたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もな

けれは、これより本案の採決をいたします。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年三月十七日  
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年二月二十八日  
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十六年三月十七日  
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年三月十四日  
衆議院議長 清瀬 一郎

「審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載」  
国立病院特別会計法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益の繰越しとして整理するものとする。この場合において、次項の規定により繰り越した損失があるときは、その損失を当該利益の額をもつてうめ、その利益の額が繰り越した損失の額を超過するときは、その超過額を利益の繰越しとして整理するものとする。

(利益及び損失の処理)  
第十四条及び第五条を次のように改める。

第十四条 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、前項の規定により繰り越した利益を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が繰り越した利益の額を超過するときは、その超過額を、繰り越した利益がないときは、その損失の額を、それぞれ損失額を繰り越しとして整理するものとする。

第十五条 この会計において、毎会計年度の決算上剩余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第二条 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を

第三条 資産の金額の下に「及び等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）」の一部を次のように改正する。

第一項中「農業共済再保険特別会計」の下に「森林保険特別会計」を加える。

第二条 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

限り、この会計の歳入に繰り入れ  
ることができる。

第十五条の次に次の二条を加え  
(積立金の運用)

第十五条の二 この会計の積立金  
は、資金運用部に預託して、運用  
することができる。

第十七条第三項を削る。

**附 則**

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 改正後の国立病院特別会計法

(以下「新法」という。)の規定は、昭  
和三十六年度の予算から適用し、  
昭和三十五年度以前の年度の予算  
については、なお従前の例によ  
ること。

3 一般会計所属の資産で國立がん  
センター経営のため必要なもの  
は、政令で定めるところにより、  
この会計に帰属するものとする。

4 改正前の国立病院特別会計法  
(以下「旧法」という。)第十四条第一  
項の規定により積み立てられた  
積立金の昭和三十六年四月一日現  
在における残高に相当する金額は、  
新法第十四条の規定による利益の  
繰越しとみなし、同日におけるこ  
の会計の持越現金の額(旧法第十  
七条第三項の規定により歳入に繰  
り入れる金額を除く。)は、新法第  
十五条の規定による積立金とみな  
す。

○大竹平八郎君 登壇、拍手)  
ただいま議題となり

ました四法律案につきまして、大蔵委  
員会におきましても、補正  
果を御報告申し上げます。

まず、森林火災保険特別会計法の一  
部を改正する法律案について申し上げ  
ます。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 改正後の國立病院特別会計法  
(以下「新法」という。)の規定は、昭  
和三十六年度の予算から適用し、  
昭和三十五年度以前の年度の予算  
については、なお従前の例によ  
ること。

3 一般会計所属の資産で國立がん  
センター経営のため必要なもの  
は、政令で定めるところにより、  
この会計に帰属するものとする。

4 改正前の國立病院特別会計法  
(以下「旧法」という。)第十四条第一  
項の規定により積み立てられた  
積立金の昭和三十六年四月一日現  
在における残高に相当する金額は、  
新法第十四条の規定による利益の  
繰越しとみなし、同日におけるこ  
の会計の持越現金の額(旧法第十  
七条第三項の規定により歳入に繰  
り入れる金額を除く。)は、新法第  
十五条の規定による積立金とみな  
す。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ましても、気象災害をも含めた森林保  
険事業にかかる經理を行なう必要があ  
ります。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ます。

委員会の審議におきましては、補正  
予算による資金への繰入金の財政法上  
の問題、財政投融資のあり方、ガリオ  
ア、エロアに関する債務返済と本特別  
会計との関係等について質疑が行なわ  
れます。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ましても、気象災害をも含めた森林保  
険事業にかかる經理を行なう必要があ  
ります。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ます。

北海道、東北地方の産業開発と振興の  
ために資金の供給を行なつておる

ほか、決算上の剩余金の処理等に関する  
規定の整備をはからうとするもので  
あります。

委員会の審議におきましては、國立  
研究機関等とばどのように提携して  
いるのか、今後ガソリン研究について文部、  
農林省の予算の一元化をはかつて  
ます。

ア、エロアに関する債務返済と本特別  
会計との関係等について質疑が行なわ  
ります。

本案は、さきに成立いたしました森  
林火災保険法の一部改正法の実施  
に伴い、森林火災保険特別会計におき  
ます。

北開発公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題いたします。委員長の報告を求めます。商工委員長劍木亨弘君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

右 計量法等の一部を改正する法律案国会に提出する。

内閣総理大臣 池田 勇人

計量法等の一部を改正する法律案

第三条第一項第一号を次のように改定する。

第三条第一項第一号を「、温度及び光度」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 長さの計量単位は、メートルとする。

メートルは、クリプトン八六の原子の準位 $2\text{p}_{10}$ と $5\text{d}_5$ との間の遷移に対応する光の真空の下における波長の一・六五〇、七六三・七三倍に等しい長さ

とし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。

第三条第四号を次のよう改める。

四 温度の計量単位は、ケルビン度とする。

ケルビン度は、水と氷と水蒸気との平衡温度を二七三・一六ケルビン度とする熱力学的絶対温度目盛によるものとし、政令で定める温度目盛で現示する。

第三条に次の一号を加える。

五 光度の計量単位は、カンデラとする。

カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平らな表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度とする。

前項に規定する白金の凝固点にある黒体と色の異なる光度の光度は、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める。

カンドラは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第四条第一項中「前条第一号のメートル原器を「前条第二号のキログラム原器に、「メートル副原器」を「キログラム副原器」に改め、同条第二項を削る。

第五条各号列記以外の部分中「光度」を削り、同条第八号を次のように改める。

八 工率の計量単位は、ワット及びキログラムメートル毎秒とす

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。

一秒につき一キログラムメートルの工率をいう。

キログラムメートル每秒は、

第五条第十五号を次のよう改め

十五 削除 第五条第十九号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。

第六条第四号を次のよう改め

四 第三条第四号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす數値から二七三・一五を減じた數値で表わされる目盛による。

第十二条中「メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五条第十五号及び第十九号」を「キログラム原器及び第五条第十九号」に改める。

第七十八条を次のよう改める。

(用途の制限)

第七十八条 特定の物の計量に使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定められたるものは、政令で定められたる範囲内においては、証明書でなければ、取引上又は証明書でなければ、取引上又は証明書でなければ、取引上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第七十九条を次のように改める。

(用途の制限)

第七十九条 特定の物の計量に使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定められたるものは、政令で定める物の計量に使用してはならない。

第七十九条を削り、第八十条中「取引上又は証明上の計量」を「取引上又は証明上における法定計量単位による計量」に改め、同条を第七十一条とし、第八十二条を加える。

第二条 計量法施行法(昭和二十六

年法律第二百八号)の一部を次同条の次に次の二条を加える。

第八十二条 前二条に定めるもののほか、特定の使用の方法に従つて使用しないと正確に計量すること

ができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める使用の方法に従つて使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第八十二条を次のよう改める。

一 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令に定める日から施行する。

ただし、計量法施行法第九条第三項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

二 ケルビン度については、当分の間は、「絶対温度」の呼称を用いることができる。

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

四 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、メートル原器」を削る。

第五条各号列記以外の部分中「光度」を削り、同条第八号を次のように改める。

第七十六条中「第七十六条第一号」を「第八十九条第一項第二号」に改める。

第二百六十六条中「第七十六条第一号」の下に「、第七十八条、第八十一

条、第八十二条」を加える。

第二百二十二条第二項中「第一百五

十条第二項の検査」の下に「又は第百五十二条の二第四項の登録」を加える。

第二条 計量法施行法(昭和二十六

年法律第二百八号)の一部を次同条の次に次の二条を加える。

第九条第三項中「昭和三十六年十二月三十日までは」を「内燃機関に関する計量その他の政令で定めること」に改める。

第七条第三号中「〇度」を「二七三・一五ケルビン度」に改める。

附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令に定める日から施行する。

ただし、計量法施行法第九条第三項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

二 ケルビン度については、当分の間は、「絶対温度」の呼称を用いることができる。

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前例による。

四 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、メートル原器」を削る。

第五条各号列記以外の部分中「光度」を削り、同条第八号を次のように改める。

第七十六条中「第七十六条第一号」の下に「、第七十八条、第八十一

条、第八十二条」を加える。

第二百二十二条第二項中「第一百五

十条第二項の検査」の下に「又は第百五十二条の二第四項の登録」を加える。

第二条 計量法施行法(昭和二十六

〇剣木亨弘君 登壇、拍手

○剣木亨弘君 ただいま議題となりました計量法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申しあげます。

この改正案は、現行計量法に、基本単位、誘導単位、補助計量単位としてそれぞれ規定されている計量単位の一部を変更することと、指定の計量器を使用するに際しては一定の制限を設け

ることを内容としたものであります。

ます、計量単位の変更について申し

上げます。

その第一は、基本単位で、長さの単位であるメートルの定義を、現行法の

メートル原器による定義から、光の波長を基準とした定義に変更したのであります。なお、この定義変更によりまして、通産大臣のメートル原器の保管義務規定を削除することに改正してお

ります。

第二は、温度の計量単位であります

が、現行法では「度」を基本単位とし、絶対温度を補助計量単位にしています。これが逆にして絶対温度に相当するケルビン度を基本単位とするとともに、ケルビン度の定義を、水と氷と水蒸気が共存する状態の温度、すなわち、水の三重点を定点として用いる定義に変更しているのであります。

第三は、光度の単位を誘導単位から基本単位に変更しております。

以上の三つの計量単位の変更は、国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見に基づいたものであります。

第四は、工率については現在ワットだけがありますが、これにキログラムメートル毎秒という重力単位を追加し、さらに計量法施行法で本年末をもつて改訂してあります。

次に、計量器の使用制限については、現行法で主として「ばかり」と「ます」について、その用途、使用方法、使用範囲が規制されておりますが、最近いろいろな種類の計量器が使用されて参りましたので、計量の安全と正確

を期するために、特定の用途、使用方

法、使用範囲を限定しなければならぬ計量器、たとえば現行法による「はかり」、「ます」のほか、オイル量器、コンベアースケール等を政令で定め、

これに一定の制限を加えることとしているのであります。

委員会におきましては、今度の計量

単位に関する改正は、実用面でどのような影響があるのか。また、影響がないとすれば、なぜ改正するのか。仮馬力の存続を当分の間認めた理由及びそ

の根拠等について、熱心な論議がかわされたのであります。その他、政令案の内容や計量産業の実情について、政

府当局との間に質疑が行なわれました。以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決定しました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決されました。

まず、委員長の報告を求めます。法

務委員長松村秀逸君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

右の内閣提案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

裁判所職員定員法の一項を改正す

る法律案

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

裁判所職員定員法の一部を改正す

る法律案

る審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、第一審の充実強化をはかる方策の一環として、さしあたり判事の員数を二十八人

増加すること、第二に、裁判官以外の

裁判所職員の定数を二百九十四人増加

して、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の充実及び定員外職員の定員への組み入れをはかること、第三に、從来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員の員数に含まれていた検察審査会に勤務する職員の員数を新たに同条の中において明らかにすることとし、これに伴い検察審査会法について所要の改正を行なうこと、以上であります。

委員会の審議においては、各委員か

ら熱心な質疑がなされましたが、詳細

は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論を省略し

て直ちに採決いたしましたところ、全

会一致をもつて原案通り可決すべきも

と決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

れば、これより本案の採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に

○議長(松野鶴平君) 過半數と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

第二十条第一項中「通じて五百四

十人の」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 検察審査会法(昭和二十三年法律第二百四十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十条第一項中「通じて五百四

十人の」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

日程第十三、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

裁判所職員定員法の一項を改正す

る法律案

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

裁判所職員定員法の一項を改正す

る法律案







昭和三十六年三月九日

建設委員長 船浦 鹿藏

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日本住宅公団が市街地において住宅を建設する場合に、その住宅と一緒にして商店、事務所等の用に供する施設の建設貸貸その他の管理及び譲渡の業務をその業務として行なうこと

ができるとを明らかにし、その管理に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設管理又は団地の居住環境の維持改善等に関する業務を行なう事業に投資することができることとする等の措置を講ずることによつて、市街地の合理的利用の促進と居住者の利便の増進及び居住環境の維持向上並びに団地の管理の適正を期そうとするものであつて適当な措置であると認めるが、第三十二条の二に規定する事業への投融資について、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

二、費用  
この法律施行のため、格別の予算措置を必要としない。

附帯決議

本法律案第三十二条の二に規定する事業への投融資について、対象機関は居住者へのサービスがその根本主旨なるに鑑み、居住者の意向をその運営に反映せしめるとともに、機構および人事に關し慎重を期して、

その經營が營利的とならないよう措置すること。  
右決議する。

昭和三十六年三月二十四日 参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三一六  
郵便番号二二二